

# 高知県安芸郡東洋町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### ①町政に対する政策提言

議会議員自らが地域を訪れる地域意見交換会において、各地域の現状と課題を把握するとともに、意見・要望を集約し、即解決できる課題は執行部と速やかに協議し、中長期に渡る町政の課題については、政策提言として、定例会本会議で町長に提出することとしている。

直近では、南海トラフ地震対策について11件、人口減少対策について5件、産業振興対策について3件を、町の長期的な取組みとして、また、職員の接客姿勢の改善と庁舎案内板の設置について3件は即実行を促して、合わせて4つの政策提言を掲げ、町長に対して提言書を提出している。

本提言内容については、議会だよりにおいて町民へ周知しており、進捗状況の確認については、第1回定例会時に設置する予算審査特別委員会において審議することとしている。

### ②議会基本条例と議会議員政治倫理条例

本町議会の最高規範とする議会基本条例では、町が行う政策に参画し、町政の監視機能を強化することとしている。

また、議会議員政治倫理条例では、議員は倫理観をもって行動し、清浄で公正に開かれた健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的としている。

この2つの条例により、議会は二代表制の一翼を担う町民の代表機関であること、また、その構成員である議員の立場を確立している。

それに沿って町議会が活動することで、町が行う立案・決定・執行・評価における論点及び争点を明確にし、その役割や責務を果たすことにより、ひいては、町全体の発展等を目指し、住民福祉の向上と、本町の発展に寄与することとしている。

## 2 住民に開かれた議会

### ①地域意見交換会の開催

平成28年度の議員全員協議会において、地域意見交換会の開催を決定、町づくり発展のため、議会議員自らが地域を訪れ、現状や課題、意見や要望をとりまとめて政策提言につなげることを確認、本町議会初の取組みを行った。

この年の意見交換会は、5日間日程で7地域を対象に実施し、参加者は66名であったが、各地域から出された要望事項は、「各地区の諸課題等の対応について」とした文書を正副議長から即日町長へ提出し、スピード感ある対応を求めた。

意見交換会終了後の議員全員協議会では、総括として、各地域の要望事項について、町執行部と協議し、また、意見集約したものを「町政に対する政策提言書」としてまとめ、定例会本会議の中で、議長から町長へ提言した後、提言書を提出している。

### ②議会だよりの発行

議会だよりは、議会広報編集委員会で編集し、年4回、各定例会後に発行している。

平成28年度に、他町村の議会広報を状況調査、また、他町との合同研修会を開催するなど、広報の編集方法等について研究を重ねた結果、東洋町議会広報の発行に関する条例の一部を改正し、広報編集委員と議員の役割を明確に位置づけ、議会だよりの編集及び発行の基本となる広報編集要領を定めて取り組んでいる。

議会だよりの編集にあたっては、議会活動の全般について、町民にわかりやすく、読みやすい内容で、議会と町政に関心を持ってもらえるよう記事内容は簡潔に、また、文中、関連する写真や表を積極的に挿入し、見だしを付けるなどしている。

表裏表紙は、4色カラーを採用し、委員会活動等の状況が分かる写真を掲載しており、紙面内は白黒であるが、濃淡を付けインパクトのある紙面を心がけている。

### ③IP告知端末を活用した議会放送

平成25年6月から光ケーブル経由で、各世帯（全世帯の約8割加入）に放送されるIP告知端末を活用し、定例会及び臨時会の模様を生放送で伝えている。

また、定例会等の開催については、議会だよりで事前周知し、開催間近に議会ホームページで議事日程を掲載、町内放送において、主な審議内容を放送している。

### ④会議録等の公表

定例会及び臨時会の会議録は、議会だよりの発行日に合わせ議会ホームページにおいて全文を公表している。

また、本会議終了後には、議会ホームページにおいて、審議結果を随時公表している。

## 3 地域振興のために特別な取組みをした議会

### ①地域意見交換会と政策提言

町発展のために、議員自らが地域を訪れ、各地域の現状と課題を把握するとともに、町民の意見を集約するため、議員全員協議会で審議を重ね、今後、町政として取り組むべき重要施策をとりまとめ、定例会本会議において、議長から町長に対し、町政への政策提言書を提出した。

政策提言内容として、南海トラフ地震対策、人口減少対策、産業振興対策を、町の長期的な取組みとして、また、職員の接客姿勢の改善と庁舎案内板の設置については、即実行を促した。

本提言書については、第1回定例会時に設置される予算審査特別委員会において、政策提言における予算措置やその進捗状況について審議している。議会基本条例では、適宜、この意見交換会を行うこととしているが、議員は、常に町民に対し必要な情報を提供するとともに、多様な意見を反映させた町民参加と協働を機軸とする議会運営に努めることで、町政全般が町民ニーズに当てているのかを見極め、次回、地域意見交換会開催時期について検討し、町政への新たな政策提言へとつなげていきたいと考える。